

# 地区除外申請書

このたび、下記の理由により鎭川土地改良区地区除外処理規程第8条の規定に基づき土地改良区の地区から除外されたく申請します。

年 月 日

転用組合員 住 所 \_\_\_\_\_

(No. \_\_\_\_\_) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

鎭川土地改良区 理事長 榎本 義法 様

## 記

### 1. 土地

市町村	大字	字	地番	地目	現況	面積 (㎡)	除外面積 (㎡)

### 2. 地区除外の理由を詳細にお書き下さい。

1 \_\_\_\_\_

2 \_\_\_\_\_

3 \_\_\_\_\_

### 3. 位置図を添付して下さい。

上記確認済

地区 担当総代 \_\_\_\_\_ 印

※賦課金の未納がある場合は、清算後に受付となりますので、ご注意ください。

土地 改良区 使用欄	理事会諮問予定連絡 年 月下旬頃	賦課金 (未納なし・あり)
	工務課確認 (可・否) / 印	結果 (可・否)
	現地確認 (現況) / 印	

# 誓 約 書

年 月 日

鑄川土地改良区  
理事長 榎本 義法 様

転用組合員 \_\_\_\_\_ 印

別紙農地の転用について、鑄川土地改良区地区除外等処理規程第3条により、  
年 月 日付で申し入れのあった次の各項を堅く厳守し、万一私共の責に帰すべき事由により損害を生じた場合は完全に賠償の責を負うことを誓約します。

1. 土地改良施設の利用を害するおそれのある場合は必要な工事を施工すること。
2. 転用組合員または転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
3. 汚濁物その他農作物に害を及ぼすおそれのあるものの水路への流入を完全に防止すること。
4. 粉塵, 煤煙その他農作物に害を及ぼすおそれのある場合は、完全に防止するよう措置すること。
5. 転用地に対する水利権は、今後消滅するものとする。
6. その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項については必要な措置をとること。なお、地区除外等処理規程第6条に基づく決済金は概算により納入し、後日確定したうえ精算することについて異議ありません。

## 記

市町村	大字	字	地番	地目	現況	面積 (㎡)	除外面積 (㎡)

以上